

## 【別冊】

# 総務教育常任委員会資料

(平成27年5月20日)

・中国地方知事会について

1

未来づくり推進局



# 中国地方知事会について

平成 27 年 5 月 20 日  
企 画 課

5 月 19 日（火）に岡山市中区で開催された平成 27 年度中国地方知事会第 1 回知事会議等の結果概要は、次のとおりです。

## 1 平成 27 年度中国地方知事会第 1 回知事会議

- (1) 開 催 日 5 月 19 日（火） 12:45～15:15
- (2) 開 催 場 所 岡山国際ホテル「丹頂 1」
- (3) 出 席 者 平井鳥取県知事、溝口島根県知事、伊原木岡山県知事、湯崎広島県知事  
村岡山口県知事
- (4) 主な内容

### ①共同アピール（意見交換）

○以下の 7 項目について、共同アピールを採択した。【資料 1】

- ・「人口減少克服・地方創生」に向けて
- ・地方分権改革の推進について
- ・地方税財源の充実について
- ・地域の産業競争力強化のための基盤整備について
- ・防災・減災対策等の推進について
- ・農林水産業の振興と環太平洋連携協定（TPP）をはじめとする貿易自由化交渉への対応について
- ・住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策について

○県境周辺の農場の個別情報（飼料の流通経路等）や消毒ポイントの候補地等の情報共有や防疫資材の相互利用などの広域防疫の連携について取り組んでいくことについて合意し、広域防災部会の中で検討を進めていくこととなった。

### ②広域連携の取組

○8 つの部会の担当県から各部会の平成 26 年度の取組状況及び平成 27 年度の取組方針について説明を行った。

部 会 名	担 当 県
広域防災部会	島 根 県
中山間地域振興部会	
海外観光客誘致部会	鳥 取 県
スギ花粉症対策部会	岡 山 県
地域産業振興部会	山 口 県
地域医療確保対策部会	
公衆衛生活動チーム部会	広 島 県
農業（技術）大学校等広域連携部会	

○インバウンド観光について、官民で組織する中国地域観光推進協議会も含め、その推進体制の強化について検討を行うこととなった。

### ③その他

○平成 28 年度国の施策に関する提案の項目について確認された。

## 2 平成 27 年度第 1 回中国地域発展推進会議

(1) 開催日 5月 19 日 (火) 15:30~16:50

(2) 開催場所 岡山国際ホテル「丹頂 3」

(3) 出席者 中国地方 5 県知事

中国経済連合会会长

中国地方 5 県商工会議所連合会等の代表者

(4) 主な内容

①省エネルギー・節電対策等の推進について

○中国地域に向け、省エネルギー・節電を呼びかける共同アピールを採択した。【資料 2】

②インバウンド観光事業について

○中国地域観光推進協議会インバウンド事業推進委員会から 5 県連携によるインバウンド観光振興の取組みについて、平成 26 年度の報告と平成 27 年度の取組みについて報告があった。

○インバウンド観光体制について、知事会議での議論が報告され、官民が連携した体制の強化について検討を行っていくことについて確認された。

③少子化対策に係る広域連携の取組について

○中国地域発展推進会議事務局から子育て支援パスポートの 5 県相互利用の開始等について報告があった。

○中国地域が一体となって少子化対策の充実推進に向けて取組みを進めていく共同アピールを採択した。【資料 3】

## 3 平成 27 年度中国圏広域地方計画推進会議

(1) 開催日 5月 19 日 (火) 17:00~17:30

(2) 開催場所 岡山国際ホテル「丹頂 1」

(3) 出席者 中国地方 5 県知事

中国地方 5 県県議会議長

(4) 主な内容 平成 28 年度中国圏の発展推進に関する提案の編成等

## 「人口減少克服・地方創生」に向けて

昨年5月、日本創成会議は、現状の出生率と大都市圏への人口移動が続けば、日本の市町村の約半分が消滅してしまう恐れがあるとの推計を発表し、国民の「希望出生率」の実現を図ることや、東京一極集中に歯止めをかけるといった対策を提言した。

しかしながら、平成26年の出生数は約100万人と前年に比べ約3万人少なく、過去最少となる見込みであり、人口移動についても、東京都の転入超過数は3年連続で増加するなど、東京一極集中はさらに加速しているのが現状である。

国においては、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を築いていくため、「地方創生」を最重要課題として位置付け、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置するとともに、昨年末には、まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」及び「総合戦略」を策定し、人口減少の克服と地方の創生に向けた取組を本格化させている。

また、今年3月には総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針となる「少子化社会対策大綱」を閣議決定し、今後5年間を「少子化対策集中取組期間」と位置づけ、3人以上の子どもがいる「多子世帯」の負担軽減など5つの重点課題を設定し、結婚支援も含め、政策を効果的かつ集中的に投入するとしたところである。

我が国が、人口減少を克服し、持続的な発展を遂げるためには、国全体として子育て支援を強化・充実し、男女がともに働きながら子育てができるような社会的な環境づくりを行うことが重要であり、同時に大都市から、子育てがしやすい地方に、人の流れを変える必要がある。

「人口減少克服・地方創生」に向けて、地方が創意工夫を凝らしながら主体的・自立的に魅力ある地方づくりを進めると同時に、国においても東京一極集中を是正するための強力な政策の推進、とりわけ地方への新しい人の流れを作り出す、あらゆる機能の地方移転を進めるべきである。

中国地方知事会としては、国家的課題である「人口減少克服・地方創生」の推進のため、国と一丸となって取組を進める決意であり、国においても、地方の実情に応じた人口減少克服・地方創生の取組を推進するよう、次の事項について、強く求める。

### 1 地方版総合戦略の策定にあたって

「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「地方版総合戦略」の策定にあ

たっては、情報や人材の支援を行うとともに、地方の取組を後押しすること。

また、地方の戦略が国施策との連携により実効性が発揮されるよう、今後、各自治体において策定される地方版総合戦略を十分に踏まえ、国施策を強化すること。

## 2 地方への分散のために

### (1) 企業の地方分散促進

東京一極集中を是正し、全国各地で多様で活力を有する地域を創出するため、企業の本社機能等を地方に移転する取組等を支援する新たな税制が早期に創設されたことは評価するところであるが、企業が地方に移転するまでのインセンティブがより高まるよう、今回創設した税制の拡充や、東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度の創設などにより、税負担の軽減を拡充し、地方への企業の移転を一層促進すること。

また、高速交通基盤や情報通信基盤など企業の地方移転に欠かせない環境を充実させること。

### (2) 大学・研究施設の地方分散

大都市に集中している大学・研究施設の地方移転や、大都市での大学の新設や定員の抑制を進めること。特に、工学系や農学系など地方に研究資源が豊富に存在する分野の地方移転は、研究内容の向上や地方における産業振興にもつながることから重点的に取り組むこと。

また、地域に必要な人材の育成や、地域の多様な主体と連携し課題解決に取り組む大学等に対する運営費交付金等の配分見直しなど、地方の大学への支援を充実させること。

### (3) 政府関係機関の地方分散

試験研究・研修機関などの国の機関については、東京圏に存在する必然性を国が自ら点検し、思い切った地方への分散を推進すること。

なお、地方移転に当たっては、地方中核都市に偏ることのないようにすること。

## 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえるために

### (1) 若者が出会い・結婚し・出産し・子育てできる社会づくり

若者がそれぞれのライフプランを描き、希望どおり結婚、妊娠、出産、子育てができるよう、雇用の安定、不妊治療支援の拡充、安心・安全な周産期医療体制の確保、子育て支援施策の充実など、切れ目ない支援、制度づくりを進めるとともに、地方の取組に必要な財政支援の充実を図ること。

また、結婚や家庭の良さを啓発するポジティブキャンペーンの展開や、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発などにより、若年層の関心を高め、社会全体で応援する機運づくりを推進すること。

## (2) 子育て家庭等の経済的負担の軽減

子どもは国の未来を担う存在であり、出生率を高め、社会全体で子どもを育てるという認識に立ち、小児医療費や多子世帯の保育料・教育費等の軽減など、国の責任において、子育て家庭等の経済的負担のさらなる軽減を進めること。

なお、子育て家庭等の経済的負担の軽減に取り組む地方の自主的な取組を阻害することのないよう、小児医療などの地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を廃止すること。

## (3) 女性の活躍促進、仕事と育児の両立に向けた社会環境の整備

男女が共に子育てに関する制度を利用しやすい職場風土の醸成、女性の就業継続や再就職・創業支援、男性の家事・育児分担に対する意識改革、保育所や放課後児童クラブの充実による待機児童対策などの取組を総合的に推進し、誰もが仕事と子育てを両立でき、安心して働き続けられる環境を整えること。

また、税制面などのインセンティブにより、女性の活躍や男性の家事・育児参画の促進に向けた取組を行う企業の支援の充実を図ること。

# 4 人が集まり・人が定着する 魅力ある地方をつくるために

## (1) 地域産業の競争力強化

地方の企業の成長を後押しする規制緩和や新技術・新製品の開発支援など、地域産業の競争力強化を促進する取組を一層充実させること。

## (2) 地方を支える産業と働く場の創出

中山間地域ならではの「地域資源」や「伝統・技術」、地方の特性を活かした産業など、地方の創意工夫をビジネスとして発展させるため、地方の取組を支援すること。また、農林水産業の活性化による農林水産事

業者の所得の向上や雇用の確保を図るため、中山間地域の多様な地域資源を活用した6次産業化や農商工連携の取組に対する支援策を一層充実させるとともに農業生産法人の育成など就業希望者の定着に向けた支援策を講じること。

(3) 専門的な人材の地方への呼び込み

都市圏の大企業等のプロフェッショナル人材が、地方の中堅・中小企業の事業経営に参画する取組の円滑な実施に配慮するとともに、企業が海外展開を行う場合のグローバル即戦力人材の確保など、地方だけでは確保しにくい人材確保を支援すること。

(4) 地方の高速交通ネットワークの充実

企業の地方分散の促進や地方の産業競争力強化を図るため、広域的な交通基盤である高速道路等のミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化、幹線道路網の整備に加え、地方の実情に応じたきめ細かな高速道路の料金割引施策の導入や、高速鉄道網の整備促進、地方航空路線の充実を図ること。

(5) 地方の教育の魅力向上・充実

地方が取り組む、幼児・初等中等教育の質の向上、高等教育の質・量の充実、グローバル人材の育成など、特色ある教育の更なる充実・強化に向け、必要な財政支援や制度の創設などを検討すること。

また、地方でも充実した高等教育を受けられる環境を整備し、地域産業の担い手となる高度人材を育成・確保するとともに、教育・研究成果を地域に還元し、地域産業の活性化に資するよう、地域の「知の拠点」である地方の大学への支援を充実させ、その機能強化を図ること。

(6) 「地方」への移住・定住

地方への移住・定住を促進するため、移住者に対する住まいや就職等に対する支援及び地方が設置する移住相談窓口の充実が図られるよう、地方が取り組む施策への支援制度を創設すること。また、大都市から地方への移住希望者層の拡大を図るため、地方移住に関するキャンペーンの実施など地方移住に関する全国的な機運醸成を図ること。

(7) 地方の実情に応じた人口対策の推進

人口流出を防止するため、人口規模などの一律な基準で県庁所在地などの地方拠点都市に都市機能、行政機能などを集約させる施策だけでは

なく、小規模な都市や中山間地域、離島地域においても若者が住み続けることができるよう、定住自立圈構想、小さな拠点の形成の支援などと併せ、これらの要件を満たさない地域においても、実情に応じたまちづくり事業に取り組めるような支援策を講じること。

また、分散型の都市構造から「中核市であること」との要件を満たさない場合であっても、圏域の中心となっている地方都市については「連携中枢都市圏構想」の対象となるよう、対象範囲の拡大を図ること。

## 5 人口減少克服・地方創生のための財源確保

今般、平成26年度補正予算で「地域住民生活等緊急支援のための交付金」が措置されたところであるが、人口減少克服・地方創生に向けた地域の課題解決には、産官学金労の連携など、総合的な取組を継続的に実施する必要があることから、平成28年度以降における新型交付金の検討にあたっては、既存の地方向けの補助金を寄せ集めて振り替えるのではなく、継続的に大胆な規模の財源を上乗せして確保するとともに、適切な目標管理の上で、地方が創意工夫しながら、柔軟に活用できる制度とすること。

また、地域の実情を踏まえた施策を着実に展開できるよう、平成27年度地方財政計画で新設された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充し、必要な財源を確保すること。

## 6 地方の声を反映させる仕組み

地方創生の推進に当たっては、当事者である地方の声を反映させる仕組みにより、地方の意見を活かすこと。

平成27年5月19日

中國地方知事会

鳥取県知事	平井 伸治
島根県知事	溝口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆太
広島県知事	湯崎 英彦
山口県知事	村岡 嗣政

## 地方分権改革の推進について

現在、我が国は、人口減少・超高齢社会の到来、首都圏一極集中の弊害など困難な課題に直面しており、これらの課題を解決し、我が国が持続的な発展を遂げるためには、地域の多様性から生み出される競争力を国全体の成長につなげることが必要である。そのためには地方分権改革を推進し、真に自立した地域社会が形成される分権型国家への転換が不可欠である。

地方分権改革は、平成19年に設置された地方分権改革推進委員会が行った第1次から第4次にわたる勧告に基づき取組が進められ、この間、義務付け・枠付けの見直しや国からの事務・権限の移譲等について一定の成果があげられてきたところである。

社会が成熟し、それぞれの地域が多様な問題を抱える中、地域の実情や住民のニーズを熟知する地方が、自らの判断と責任で地域の課題を解決することが一層求められており、地方の発意に根ざした取組を進めるため、平成26年度から地方分権改革の新たな手法として「提案募集方式」が導入された。その中で地方分権改革の最重要課題の一つであった農地転用許可権限の移譲が実現するなど一定の前進があった。

一方で、ハローワークの地方移管をはじめ未だ実現していない諸課題も残されており、国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、地方が自らの発想を活かして主体的に「地方創生」に取り組むことができるよう、国と地方の役割分担の抜本的な見直し、国からの地方への事務・権限の移譲など、地方分権改革を加速させていかなければならない。

我々中国地方知事会は、一層の強い覚悟と責任をもって地方分権改革に取り組む所存であり、国においても、地方の実情に応じた真の地方分権改革を推進していくため、次の事項について強く求める。

### 1 提案募集方式の一層の充実

(1) 地方分権改革は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生の実現に向け、地方自治体のさらなる意欲を喚起し、地域の課題解決のための取組が進むよう、提案募集方式を一層充実させること。

- (2) 「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 1 月 30 日閣議決定。以下、「対応方針」という。）においては、「提案の趣旨を踏まえ対応」とされた割合は 6 割弱に止まるとともに、提案内容と異なる不十分な対応に終わったものも数多く含まれているほか、提案全体の約 4 割は実現できなかったものとされていることから、提案の実現に向け断固たる姿勢で取り組むこと。また、全国一律の権限移譲が困難である場合には、「手挙げ方式」を積極的に活用すること。
- (3) 提案の検討に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果等の立証責任を地方のみに課すのではなく、「提案をいかにして実現するか」という姿勢を基本に取り組む」という政府の方針に基づき、地方への権限移譲等を行うことを原則として、地方に移譲することによる支障等の立証・説明責任を国がしっかりと果たすべきであること。
- (4) 対応方針において「平成 27 年中に検討を行う」、「平成 27 年中に結論を得る」などとされている提案については、地方分権改革有識者会議等において適切にフォローアップを行い、提案が実現するようスピード感を持って取り組むこと。
- (5) 農地制度改革における指定市町村の指定基準など、今後、制度の詳細設計を行うこととされている事項については、過度の要件によりその実が失われないよう、検討に当たって、地方の意見を十分に反映させること。また、制度の運用に当たっても地方の意見が適切に反映されるよう、実効性のある国と地方の協議の場を確保すること。

## 2 さらに地方分権改革を進めるための取組の実施

- (1) ハローワークの地方移管に向け、国と地方による一体的実施や特区制度の成果・課題の検証を速やかに実施するとともに、その検証結果を踏まえ、地方移管の検討を進めるとともに、移管が実現するまでの間は一体的実施、特区制度の継続・拡充を図ること。

(2) 地方分権改革を推進するため、国と地方の協議の場を積極的に活用し、地方の意見を確実に施策に反映させるとともに、分野別の分科会を設けたり、政策の企画・立案段階から意見交換するなど協議の質を充実させること。

### 3 適切な財源措置の実施

地方分権改革の推進に当たっては、社会資本整備の進捗状況を勘案しつつ、担うべき権限に見合う財源を確保し、地方自治体の自主的・自立的な行政運営が可能となるよう、適切な措置を講ずること。

### 4 第5次一括法による事務・権限の移譲等の円滑な実施

今国会に提出されている第5次一括法案の早期成立を図ること。

また、法成立後は、事務・権限の移譲等を円滑に進めるため、地方の意見を十分に反映して、財源措置、人的措置を確実に実施するとともに、移譲等のスケジュール、研修の実施、マニュアルの整備等の具体的な検討と調整を適切かつ速やかに進めること。

平成27年5月19日

### 中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平井 伸治
島根県知事	溝口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆太
広島県知事	湯崎 英彦
山口県知事	村岡 肇政

## 地方税財源の充実について

平成27年度の地方財政計画において、地方交付税総額は東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度に比べて0.1兆円減の16.8兆円となつた一方で、地方一般財源総額は、地方税の増加等を見込むことで1.2兆円増の61.5兆円が確保された。

しかしながら、臨時財政対策債については、その発行抑制が図られたものの、依然として高い水準にあるなど地方財政制度の構造的な問題は解消されていない。また、今年2月に閣議決定された「平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」において、国と地方を合わせた基礎的財政収支を2020年度（平成32年度）までに黒字化する目標を堅持し、今年の夏までに目標達成に向けた具体的な計画を策定するとされている。地方は国に先行し行財政改革を行ってきたが、こうした国の目標を理由に地方交付税総額を圧縮することは、地方創生という新たな政策課題に取り組もうとしている地方の財源保障機能を弱めるものであり、地方創生の流れを阻害する。

社会保障と税の一体改革については、概ね予定されていた制度改正等はなされたところであるが、消費税率の10%への引上げが延期される中で、社会保障関係費に対する財源確保が懸念される。

こうした中、地方においては、厳しい経済環境のもと、自らもさらなる歳出削減に努めながら、国と連携・協力し、産業振興、地域の活性化、雇用の確保、医療・介護・子育ての充実、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいく必要がある。

このような状況を踏まえ、真に地方分権時代にふさわしい国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請する。

### 1 地方財政の充実強化

(1) 景気・雇用対策や福祉、防災等の施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要であることから、社会保障関係経費の増をはじめとした地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、必要な地方一般財源総額を確保すること。

また、平成27年度策定予定の「骨太の方針」は上記を踏まえたものとすること。

なお、自治体の行財政改革の成果を県民一人当たりの人員費や維持補

修費といった主要行政コストで評価し、県民一人当たりの行政コストが低い自治体をベースに交付税措置を見直すことは、過疎地域・離島等の条件不利地域を抱える自治体などの実情を踏まえない地方交付税の削減につながるものであるため、行わないこと。

(2) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化しているが、本来は交付税率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。平成27年度地方財政計画では地方交付税の法定率の見直しを一步進められたが、抜本的な見直しには至っていないことから、引き続き、法定率の引上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

(3) 我が国の景気は緩やかな回復基調を続けているものの、地方の中小企業を取り巻く経済環境は依然として厳しく、安定的な雇用も十分確保されているとは言えない地域も存在することから、これらの対策に必要な財政需要について地方財政計画に十分措置すべきであること。また、そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業については、同様に明確に措置すべきであることから、こうした措置がなされるまでの間は、地方財政対策として歳出特別枠が必要である。

また、地方交付税の別枠加算は、地方の巨額の財源不足に対して、法定率の引上げで対応できないため設けられたものであり、その財源不足は未だ解消に至っていないことから、法定率の引上げなどによる必要な一般財源の確保が実現できるまでの間は、措置を継続すること。

(4) 今般、平成26年度補正予算で「地域住民生活等緊急支援のための交付金」が措置されたところであるが、人口減少克服・地方創生に向けた地域の課題解決には、産官学金労の連携など、総合的な取組等を継続的に実施する必要があることから、平成28年度以降における新型交付金の検討にあたっては、既存の地方向けの補助金を寄せ集めて振り替えるのではなく、継続的に大胆な規模の財源を上乗せして確保するとともに、適切な目標管理の上で、地方が創意工夫しながら、柔軟に活用できる制度とすること。

また、地域の実情を踏まえた施策を着実に展開できるよう、平成27年度地方財政計画で新設された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充し、必要な財源を確保すること。

- (5) 社会資本整備を推進する各府省の交付金については、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れた地域に十分配慮すること。また、予算配分基準を明確にするとともに、地方の自由度向上につながるよう国の関与を縮小させながら、引き続き手続きの簡素化を図ること。
- (6) 国の経済対策に伴い創設した基金については、事業の進捗状況に応じ、必要なものは期間を延長し、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うとともに、本来臨時的な対応でなく恒常に実施すべき事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財源措置を講ずること。
- (7) 法人課税については、平成27年度税制改正において、経済の好循環の実現を後押しするため、税率引下げを先行させることとされたが、以降数年で法人実効税率を20%台まで引き下げる場合には、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を十分に確保し、恒久減税には恒久財源を確保すること。その際、地域経済や雇用を支える中小企業へ大きな影響が出ないよう慎重に検討すること。
- (8) 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する財源については、平成27年度与党税制改正大綱において、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得るとされており、地球温暖化対策のための税の一部の地方税源化や森林・林業活性化のための交付金創設など、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に地方が果たす役割に応じた税財源を確保する仕組みを構築すること。
- (9) 消費税率10%段階の車体課税の見直しについては、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得るとされたが、これに当たっては、地方団体の意見を十分踏まえ、地方団体に減収が生ずることのないよう、安定的な代替税財源を十分に確保する措置を講ずること。

(10) 平成27年度までとされている退職手当債の発行に係る特例措置については、平成28年度以降においても退職手当の総額が高い水準で推移する状況を踏まえ、地方の財政運営に支障が生じないよう、平成28年度以降も継続すること。

(11) 税制の抜本的な見直しを行う際には、財政力の格差に配慮し、恒常的に十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。

## 2 社会保障と税の一体改革

(1) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域の実情に合わせた医療・介護サービスの提供体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。

(2) 国民健康保険の運営の都道府県単位化については、国保の財政運営の全体像を早期に明らかにするとともに、都道府県毎の財政運営の見通しを示し、安定的な運営の可否について十分に検証すること。

また、将来にわたり持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図るとともに、分賦金の額の算定基準等、国保の財政運営の基本となる事項等については、政省令やガイドライン等に具体的に明記することによって、新たな制度の円滑な実施を図ること。

さらに、地方の自主的な取組を阻害している小児医療などの地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を廃止すること。

(3) 消費税率10%への引上げに当たっては、アベノミクスの効果が未だ十分に及んでいない地方の景気実態を踏まえ、地域経済への影響に十分配慮した対策を講じること。

また、引上げを行う際には、消費税の逆進性を踏まえた低所得者層への対策、医療機関の非課税取引における仕入れに係る消費税負担増への対策も講じること。併せて、取引上不利な地位にある中小事業者において消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、転嫁対策を確実に実施すること。

なお、消費税の軽減税率制度については、代替財源、対象品目の線引きや区分経理の方式など検討を要する課題が多岐にわたることなどから、

その導入については慎重に検討するとともに、実際に導入する際には代替財源を確保する方策を同時に講じること。

- (4) 地方消費税は、地域間の税収の偏在の少ない税であるものの、各団体の消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、10%に引き上げる際には8%時と同様に、引上げ分の地方消費税について基準財政収入額へ全額算入するとともに、引上げ分の税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化等に係る地方負担についても、その全額を基準財政需要額に算入すること。
- (5) 地方法人税の交付税原資化については、偏在是正により生じる財源に見合う歳出を確実に地方財政計画に計上するとともに、その配分に当たっては地方交付税が地方固有の財源であることを十分に踏まえ、国による政策誘導とならないよう、また、地方の経済や財政の状況等にも留意して、実効性ある偏在是正措置となるようにすること。
- また、消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得ることとされたところであるが、この検討に当たっては、例えば消費税と地方法人課税との税源交換等の偏在是正手法も含め、偏在性が小さく、安定的な地方税体系が構築できるよう検討すべきであり、制度の設計に当たっては国と地方が十分な協議を行いながら取り組むこと。
- (6) マイナンバー制度の導入に伴うシステム及びネットワークの構築・改修や維持管理に要する経費については、この制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

平成27年5月19日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 伸 治
島根県知事	溝 口 善 兵 衛
岡山県知事	伊 原 木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	村 岡 翳 政

## 地域の産業競争力強化のための基盤整備について

デフレからの脱却と経済再生に向けたアベノミクスの取組により、日本経済に「経済の好循環」が生まれ始めている。一方で、景気回復の実感は全国津々浦々までには行き届かず、中国地方においても、景況感は改善傾向にあるものの実体経済への波及は未だ限定的である。

また、地方において、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクを回避するには、国の地方創生の動きに呼応して、企業の地方移転を推進し、雇用の場を確保するなど、地方への新しいひとの流れをつくることが必要であり、地域の産業競争力の強化等による活力ある地方の創生が急務となっている。

このためには、全国的に優れた産業集積や、歴史や自然など豊かな観光資源等、中国地方の多様な地域資源を有効に活用した産業振興や観光振興などにより、「経済の好循環」を拡大し、地域経済の再興を進めていくことが重要であり、中国地方全体の産業・交流基盤や国際競争力の更なる強化に資するインフラの整備と機能強化、地域間ネットワークの構築が不可欠である。

については、地域経済の再興、地域の産業競争力の強化に資する基盤整備を進めるため、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

### 1 高速道路ネットワークの早期整備

国の骨格を形成する高速道路は、経済社会の発展に不可欠な、最も基本的な社会基盤である。

しかしながら、日本海国土軸の一部を構成する山陰道の供用済区間は未だ4割程度に留まるなど、中国地方には依然として高速道路ネットワークのミッシングリンクが存在しており、住民の安全・安心の確保はもちろんのこと、広域的な交流・連携の促進による地域の産業競争力強化を図る上で大きなハンディキャップとなっている。

については、国において、高速道路ネットワークのミッシングリンクの解消に必要な予算をしっかりと確保した上で、事業中区間のより一層の整備促進と未事業化区間の早期事業化を図ること。

また、高速道路ネットワークの機能強化のため、暫定2車線区間の早期4車線化及び必要な付加車線整備の促進を図ること。

## 2. 高速道路の利用促進

円滑な物流の確保や交流人口の拡大による産業・観光の振興など、地域の活性化に資する高速道路の利用を促進するため、スマートインターチェンジ等の整備を促進するとともに、高速道路料金のさらなる改善を行うこと。

特に、鉄道や航空路線などの高速交通網の整備の遅れている地域にとっては、既存の高速道路の利活用は都市とのネットワーク化に与える影響も大きいことから、地域の実情に応じたきめ細かな料金施策を講じること。

なお、これらの実施に当たっては、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼすことのないよう必要な財源を確保すること。

また、影響を受けるフェリー等の公共交通機関に対しては、十分な対策を講ずること。

## 3 地域高規格道路等の整備促進

地域高規格道路や主要な国道・地方道は、大規模災害時における緊急輸送道路や迂回路としての役割を担うことはもとより、高速道路ネットワークと一体となって地域の交流・連携の強化や広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス性の向上に資することから、その整備促進のため、所要の予算を確実に確保した上で、整備が遅れている地方に重点的に配分すること。

## 4 高速鉄道網の整備

災害に強い国土づくりを進めるとともに、鉄道機能をより発揮するため、高速鉄道網の整備を進めるべく、地域独自に調査を始めており、国としても早急に具体的な取組に着手するなど、整備の実現に向けた進捗を図ること。

## 5 地方空港への航空路線網の維持・拡充

- (1) 首都圏をはじめとする大都市圏と地方との航空網の確保による、利便性と流動性を高め、観光振興や産業振興による地方経済の再生可能な環境を整備すること。
- (2) 今後更なる増加が期待される訪日外国人の地方への周遊性を高めるため、大都市圏及び国際空港から地方への航空ネットワーク構築に併せ、地方空港における国際チャーター便等に柔軟な対応ができるようC I Q体制の一層の整備を図ること。
- (3) 4月14日の広島空港におけるアシアナ航空機事故では、高度計器着陸施設（C A T-IIIb）が破損し航空機の運航に支障が発生している。復旧期間が長期にわたると広島県はもとより、中国・四国地方の観光・経済活動に大きな影響を与えるため、できるだけ早く復旧すること。  
また、この航空機事故の原因究明を速やかに行うとともに、再発防止の安全対策を進めること。

## 6 港湾の整備促進等

- (1) 中国地方の産業の国際競争力強化に資する物流基盤の充実を図るため、国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充を図るとともに、緊急かつ円滑な港湾整備を促進すること。
- (2) 大型船舶による資源等の一括大量輸送を可能とすることで低廉かつ安定的な輸送を実現することにより、瀬戸内地域の産業全体の競争力強化、ひいては、我が国産業全体の底上げに資するため、国際バルク戦略港湾選定港の施設整備及び諸規制の緩和等を、地方の意見や実情に十分配慮しながら計画的に推進するとともに、すべての国際バルク戦略港湾選定港を「特定貨物輸入拠点港湾」に指定し、支援措置の拡充を図ること。  
また、日本海側港湾の国際競争力を強化し、日本海地域の経済発展に貢献するため、「日本海側拠点港」に選定された港湾の機能の充実・強化を図ること。

(3) 港湾における観光・交流の拠点強化を図るため、クルーズ船の受入環境改善等の整備とともに、港湾へのアクセスの充実強化を図ること。

平成27年5月19日

中國地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

## 防災・減災対策等の推進について

「平成26年8月豪雨」では、度重なる豪雨により、広島・山口両県を中心に、甚大な被害をもたらした。

被災地の一日も早い復旧・復興に向け、引き続き迅速に災害復旧を図るとともに、昨年の土砂災害を踏まえた防災・減災対策を推進し、しなやかで復元力の強い国土と安全・安心な地域を創り上げていく必要がある。

また、今後発生が想定される南海トラフ地震による大規模災害などに対する防災・減災対策も重要な課題である。

さらに、老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、今後、重大な事故や致命的な損傷等が発生するリスクが飛躍的に高まるなど、社会資本の安全性や機能の低下が懸念されているところである。

こうした中、国においては平成26年6月に国土強靱化基本計画を閣議決定し、国土強靱化に係る総合的・計画的な推進を図ることとし、平成27年度予算において、防災・減災対策やインフラ老朽化対策等による「国民の安全・安心の確保」が重点分野に掲げられるなど、総合的かつ戦略的な取組が進められようとしている。

中国地方としても、国の動きに呼応し、災害からの早期の復旧・復興や、今後想定される災害においても十分に機能する社会インフラの確立等計画的なハード整備に加え、災害の未然防止や災害時の被害を最小限に抑えるため、地域防災力の向上に対する支援といったソフト対策と一体となった効果的な防災・減災対策等を推進する必要があることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

### 1 防災・減災対策に係る各種ソフト施策の充実

企業や自主防災組織等が、防災意識の醸成のために行う防災訓練や防災教室といった取組を促すよう環境整備を進めるとともに、地域防災の担い手となる自主防災組織や消防団等の活動の活性化につながる人材育成をはじめとする取組や、県民へ防災情報を伝達するためのシステムの更新・改修等について、十分な財政措置を行うこと。

## 2 総合的な土砂災害対策の推進について

- (1) 昨年の災害では、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所が多数あり、これらの地域においては、地盤の緩み等、土砂災害がより少ない降雨で発生することが懸念されていることから、原形復旧のみならず早期に再度の災害防止措置を講じる必要があるため、現在整備を進めている砂防・治山事業などによる被災地の復旧が早期に完了し、安全性が向上するよう特段の配慮をすること。
- (2) 昨年の豪雨災害を踏まえ、国民の生命と財産を守り、安全・安心で豊かな国土を形成するためには、被災地以外の地域においても、土砂災害防止のための砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業や山地災害防止のための治山事業を着実に推進していく必要があることから、これら公共事業予算枠の大幅な増額や補助率の拡充等の財政的支援に配慮すること。
- (3) 土砂災害警戒区域等の指定を推進するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査に係る交付金について所要額を確保するとともに、地方の実情に即した配分とするなど、財政的支援に配慮すること。

## 3 災害に強い国土づくりに向けた防災・減災対策の推進について

災害から国民の生命・財産を守るために、道路、河川、砂防、地すべり、急傾斜、農業農村基盤、治山、海岸、港湾等の防災・減災対策を早期に行い国土の強靭化を推進していく必要があることから、次のとおり、これら公共事業予算の大幅な増額や補助率の拡充などを行うとともに、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し、地方の実情に即した配分すること。

また、大地震等による被害を可能な限り軽減するためには、建築物等の耐震化を着実に進めていく必要があることから、次のとおり、支援の拡充を図ること。

## (1) 治水・高潮対策の推進

国民の生命と財産を守り、豊かで安心できる国土を形成するため、治水事業及び海岸事業を強力に推進すること。

## (2) 土砂災害対策の推進

近年、特に頻発化、激甚化が著しい土砂災害に対する地域の安全を確保するため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を強力に推進すること。

## (3) 道路・港湾・空港施設・ため池等の耐震化の推進

大規模な地震災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うためには、広域的な人流・物流ルートを確保する必要があるため、道路、港湾、空港等の交通インフラについて、耐震化を推進する地方の取組を支援すること。

また、下流に人家や公共施設があり、決壊すると多大な影響を与えるため池の耐震化についても、同様に支援すること。

## (4) 建築物の耐震化促進

不特定多数の者等が利用する大規模建築物や地震被災時に避難所や応急対策拠点となり得る防災上重要な建築物については、早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体の負担の大きさが課題となっている。

については、耐震改修促進法の改正に伴って必要となる大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震診断及び耐震改修費用に対する国の支援の拡充及び適用期限の延長など更なる支援策を講ずること。

## (5) 災害に強い道路ネットワークの構築

大規模災害時における緊急輸送道路やリダンダンシーを確保するため、山陰道をはじめとした高速道路のミッシングリンクの早期解消や地域高規格道路の整備促進、それらを補完する国県道の整備促進のために必要な予算を確保すること。また、中国横断自動車道岡山米子線の暫定2車線区間の早期4車線化や中国横断自動車道尾道松江線などの付加車線整備を促進すること。

#### 4 気象・火山の監視・予測システムの強化について

(1) 局地豪雨や竜巻などによる突発的な自然災害を早期に予測し、情報を提供するシステムを早期に開発するとともに、XバンドMPレーダーの整備が遅れている山陰地方への早期拡充を図るなど、集中豪雨観測の強化を進めること。

また、夜間・早朝に避難することを避けるため、明るいうちに避難準備情報の提供や避難勧告の発令の判断が出来るよう、12~24時間先の降水予測（メッシュ情報）の精度を高めること。

(2) 火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の充実・強化や予知に関する技術開発を進めること。

#### 5 社会資本の適正な維持管理の推進について

国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存施設の維持管理・更新を適切かつ確実に進めることができるよう、施設の維持管理に係る国庫補助対象の大幅な拡大や地方財政措置の拡充などを実施し、社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援するとともに、必要な維持管理を着実に実施できるよう、確実な財源確保を行い、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即した配分とすること。

平成27年5月19日

中 國 地 方 知 事 会

鳥取県知事 平井伸治  
島根県知事 溝口善兵衛  
岡山県知事 伊原木隆太  
広島県知事 湯崎英彦  
山口県知事 村岡嗣政

## 農林水産業の振興と環太平洋連携協定（ＴＰＰ）を はじめとする貿易自由化交渉への対応について

現在の日本の農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進展、生産物価格の低迷や輸入農林水産物との競合、原油価格の影響等を背景とする生産資材の高騰に加え、環太平洋連携協定（ＴＰＰ）の交渉の進展、日豪経済連携協定（日豪ＥＰＡ）の発効、多様な枠組みによる経済連携協定（ＥＰＡ）・自由貿易協定（ＦＴＡ）の進展等による畜産分野をはじめとする関税率の削減など、非常に厳しい環境にある。

一方、国民からは、食料自給率の向上、安全・安心な農林水産物の供給、農山漁村が有する国土保全への貢献や美しい景観・伝統文化の継承など多面的機能に対する期待が着実に高まりつつあり、更には、急速な国際的食市場の拡大や国内のライフスタイルの変化などに、一層の対応が要請される状況にある。

このような中、新たな「食料・農業・農村基本計画」が平成27年3月31日に閣議決定され、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として食料・農業・農村政策の改革を確実に推進していく方針が示されたところである。

また、生産現場を強化するため、農地中間管理機構を通じた農地の集約、経営所得安定対策や米の生産調整の見直し、「多面的機能の維持・発揮」に向けた日本型直接支払制度の創設など、一連の農政改革関連施策が平成26年度から本格的に実施されているところである。

については、次の事項について強く要請する。

### 1 地域の実情を踏まえた「攻めの農林水産業」の展開

中国地方では、生産基盤や生産物流通・資材調達のコストなどにおいて、条件不利な農山漁村を数多く抱えている。

こうした地域では、地域資源や地域の特色を活かした農林水産物の供給等を通じ、不利な条件を克服する努力をしてきたところである。

については、農林水産業の競争力強化に向けた「攻めの農林水産業」において、こうした地域の特色ある取組が将来に渡って持続的に発展していくよう、国の責任において、地域の実情に応じた担い手育成や産地形成などの総合的な施策展開が可能となるような対策を講ずるとともに、必要な

財源の確保を図ること。

## 2 環太平洋連携協定（ＴＰＰ）等貿易自由化交渉への対応

- (1) 環太平洋連携協定（ＴＰＰ）をはじめとする経済連携協定（ＥＰＡ）・自由貿易協定（ＦＴＡ）の交渉に当たっては、地域経済の活性化につながるものにするとともに、我が国の食料安全保障や農林水産業に悪影響を及ぼさないよう十分に配慮すること。
- (2) ＴＰＰ協定参加の可否については、都道府県、市町村、関係団体など地方の意見を十分に聴き、国民合意を得た上で判断すること。交渉に当たり、特に影響が大きい農林水産業については、将来にわたって持続的に発展していくよう全力を尽くすこと。
- (3) 現在交渉中の環太平洋連携協定（ＴＰＰ）や平成27年1月に発効した日豪ＥＰＡにおいて大きな影響を受ける畜産部門において、肉用牛肥育経営安定対策事業をはじめとした酪農・肉用牛等の適切な価格安定対策や生産条件の不利な中山間地域でも取り組むことができる国産飼料の生産対策の強化など、地域の実情に応じた具体的な対策を講じること。

## 3 水田フル活用の推進と米政策の見直し

- (1) 中国地方では、中山間地域等の条件不利地域が多く、経営基盤も脆弱であり、こうした地域においても、地域の特性や実情に応じた作物の生産振興や産地育成・経営の複合化が図られ、担い手が将来に展望を持って意欲的に経営が行えるよう、「水田活用の直接支払交付金」の財源を安定的に確保し、特に非主食用米の柱となる飼料用米に対する現行の支援水準を維持するとともに、「産地交付金」の設定に関する地域の裁量を一層高めるなど、交付金制度の充実を図ること。
- (2) 米政策の見直しに当たっては、具体的な工程や方策を明らかにし、国の責務として実効性のある需給調整の仕組みを構築するとともに、農業経営者の経営判断に必要なきめ細かな価格、在庫等の情報提供を行うこと。また、新たに検討されている収入保険については、地域の実態を踏まえたセーフティーネットとなるよう万全な制度を構築すること。

#### 4 日本型直接支払制度の推進

日本型直接支払制度の運用について、地元要望に応じた予算確保を図るとともに、地域住民や自治体の事務負担が少なく、取り組みやすい制度とすること。

#### 5 農地中間管理機構の事業推進について

農地中間管理機構について、担い手への農地集積と集約化など農用地の利用の効率化及び高度化が促進されるよう、引き続き十分な予算を確保するとともに、都道府県や市町村など、関係機関の実情を踏まえた有効な仕組みとなるよう必要に応じて改善を行うこと。

また、地域の実情に応じた農地利用の効率化等が促進されるよう、制度の運営に係る国の都道府県に対する関与は最小限とすること。

#### 6 農業に関する制度改革について

農業協同組合や農業会議のあり方の抜本的見直しなど、今通常国会に關係法の改正案が提出されている農業改革について、これらの組織が地域で果たしている役割などの実態を十分に把握し、農業者や農業団体、地域住民など現場の意見を踏まえ、現場に即した改革になるよう配慮すること。

また、農業委員会や農業会議から移行する県農業委員会ネットワークの運営費について必要な財源を確保するなど、これらの組織の運営に支障が生じないようにすること。

#### 7 林業・木材産業の成長産業化

地域の創意工夫のもと、木材の生産、流通・加工、利用対策に中期的かつ総合的に取り組み、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、森林整備加速化・林業再生交付金の恒久化を図る等、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、必要な財源を確保すること。

また、森林資源の持続的な利用と森林所有者等の負担軽減のため、造林補助制度の抜本的見直しや総額の確保を図るとともに、林道等の路網の整備や維持・管理に必要な予算を確保すること。

## 8 重大な動物感染症（鳥インフルエンザ及び口蹄疫等）に関する広域防疫の体制整備について

各県が鳥インフルエンザや口蹄疫等の感染症発生に備えた体制を整備しているが、防疫措置には大量の資材が必要であり、1県のみでの備蓄は非効率であるため、中国各県での県間協力による備蓄と円滑な相互利用体制の構築が必要である。家畜の死体等の迅速な処分に有用な移動式焼却炉やレンダリング装置等の機材を地域が活用しやすい台数及び配置となるよう、国において早期に整備すること。

平成27年5月19日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

## 住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策について

中国地方においては、米軍機の飛行訓練が行われており、日米合同委員会合意において妥当な考慮を払うとされている学校、保育所などの上空での飛行が行われ、100dBを超える航空機騒音が測定されている。さらに、民家土蔵の倒壊、窓ガラスの破損などの実害も生じておる、依然として事態の改善が図られていない状況にある。

このような状況の中で、平成25年8月末に、国（防衛局）は、島根県及び広島県に騒音測定装置を各1台設置し、測定を開始されたところであるが、今後、この測定結果をふまえた具体的な対応が必要である。

また、オスプレイについては、現在、岩国基地を利用した飛行訓練が実施されているが、平成25年3月、初めて飛来した際には、飛来の期間、機数、予定される飛行訓練の種類、飛行高度、訓練ルート等が示されたものの、その後においては、普天間基地を出発する当日、飛来する可能性がある機数と到着のおおまかな時間帯に関する情報が提供されているにすぎず、関係自治体や地域住民に、飛行ルートなど訓練計画の詳細な内容が明らかにされないまま飛行訓練が実施されている。さらに、関係自治体では、独自に、また全国知事会などを通じて、オスプレイに関する事故の原因と再発防止のための安全対策等について十分な説明を行うよう要請を行ってきたところであるが、未だ地域住民の安全性への懸念は払拭されていない状況にある。

ついては、住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練によって、激しい騒音被害が生じているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識し、一部地域の住民に負担が生じている現状を改善していくため、速やかに次の措置を講じることを強く要望する。

### 1 住民の平穏な生活を乱す飛行訓練の実態把握と訓練内容の改善

- (1) 住民からの苦情が多い地域について、地元の要望に応じ、騒音測定器の設置を進めるなど、国の責任において実態把握を実施すること。
- (2) 実態把握を速やかに行うため、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。
- (3) 調査によって客観的に得られるデータ、住民からの苦情や地方公共団体からの要請を米国側に具体的に通報し、住民の生活に与える影響が最

小限となるよう訓練内容について改善を求ること。

また、その結果を住民及び関係自治体に説明すること。

(4) 住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練による諸問題について、地元自治体の意向を尊重し、十分な意見交換を図るため、国と地方の話し合いの場を設置すること。

## 2 飛行訓練の事前の情報提供

住民の不安を軽減するため、住民生活に影響が大きい訓練については、その訓練予定日や飛行ルートなどの訓練内容を、国の責任において、関係自治体や住民に事前に情報提供を行うこと。

## 3 日米合意の厳密な遵守

日米合同委員会合意を遵守し、住民に危険を及ぼし不安を与える、住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練が行われないよう措置すること。

## 4 オスプレイの安全対策等に関する説明

オスプレイについては、事故再発防止のための安全対策について、国の責任において、関係自治体及び地域住民が納得できるよう十分な説明を行うとともに、飛行訓練に当たっては、飛行ルートや頻度など訓練計画の詳細な内容の説明を行うこと。

また、2年後に、横田基地に配備される予定のオスプレイについても、仮に中国地方へ影響が及ぶ場合には、適切に情報提供を行うこと。

平成27年5月19日

## 中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	溝 口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	岡 村 翁 政

## ライフスタイルを見直し、省エネ・節電を進めよう

東日本大震災の発生以降、安定した電力供給への懸念が続く中、エネルギー安定供給や地球温暖化防止といった課題に対応するため、平成23年5月、私たちは、これまでのライフスタイルを今一度振り返ることの呼びかけを行い、皆さまとともに省エネルギー・節電に取り組んでまいりました。

依然として我が国のエネルギーを巡る環境は厳しく、また、地球温暖化防止に向けた取組の強化が求められている中で、昨年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、再生可能エネルギー導入の加速化、多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造の構築、徹底した省エネルギー社会の実現などが示されています。今夏の電力需給について、政府見通しによれば最低限必要な電力は確保できるとされていますが、火力発電の高稼働を続けることで必要な供給力を何とか確保している状況であります。エネルギー供給は、安全性を大前提とした上で、安定供給を第一とし、経済効率性の向上による低コスト化や環境負荷の低減を図ることが強く望まれるところであり、エネルギーを消費する側にも、これまでのライフスタイルを見直すなどの努力を続けていくことが求められます。

私たちは、引き続き夏場の軽装、空調や照明・パソコン等の使い方の見直しなど、様々な節電策を実践するとともに、エコドライブやノーレジ袋の推進、エコカー・省エネ設備の導入など省エネルギー化を図ってまいります。

中国地域の皆さまにおかれましても、家庭や事業所において、再生可能エネルギーの活用や省エネ・節電に取り組むことで、低炭素社会に向けたライフスタイルを実践していただくとともに、これらの取り組みを一層、地域で広げていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

平成27年5月19日

中国地域発展推進会議

鳥取県知事

島根県知事

岡山県知事

広島県知事

山口県知事

中国経済連合会会长

鳥取県商工会議所連合会会长

島根経済同友会代表幹事

岡山県商工会議所連合会会长

広島県商工会議所連合会会长頭

山口県商工会議所連合会会长頭

井 伸 治

口 善 兵

木 騎 太

原 隆 彦

岡 下 繩

藤 勝 伸

宮 和 秀

岡 嶋 杉

深 崎 樹

川 上 英

上 康 男

## 中国地方が一体となった少子化対策の充実推進に向けて

平成 25 年の中国地方 5 県の合計特殊出生率は、1.49 から 1.65 の範囲にあり全国平均の 1.43 に比べ高い水準にありますが、人口置換水準（長期的に人口が増減しない出生水準）の 2.07 を大きく下回っており、中国地方においても少子化が進行しています。また、若年人口を中心に大都市圏への人口流出が続いている、今まで推移すると、社会や産業を支える生産年齢人口を中心に、2040 年までには、約 20%（2010 年比）もの人口が減少し、高齢化がさらに進むと推測されています。こうした人口減少・少子高齢化は、人材不足による産業の衰退、市場規模の縮小、税・社会保障負担の増加による消費の縮小などにより、地域の経済活動を停滞させ、やがては地域社会の崩壊へと続く脅威となります。

少子化への対策は、日本全体の課題であり、国による大胆かつ強力な政策を求めていく必要がありますが、中国地方としても、地域が一体となって、少子化に立ち向かっていかなければなりません。出生率を高め、若者の大都市圏への転出を防ぐ一方で、大都市圏からの転入を図り、人口減少を可能な限り食い止める必要があります。

中国地方で家庭を築く若者を増やすためには、地域の産業を活性化して、雇用の場をつくっていく必要があります。また、若者が希望どおりに出会い、結婚し、出産できるためには、出会いをサポートし、仕事と子育てが両立できるなど、安心して子育てできる環境を整えていくことが必要です。

中国地方は、広域連携の取組として、子育て支援パスポートの相互利用を開始しました。また、今後も婚活や育児の支援を充実させていきます。

中国地方に住む全ての人が希望を持てる豊かな地域社会を構築し、持続的に発展する中国地方を実現するため、地域を挙げて少子化対策に取り組みます。

平成 27 年 5 月 19 日

中国地域発展推進会議



